

こうほくデイサービスセンター
(通常規模型)

運 営 規 程

社会福祉法人 あさひ福社会

指定通所介護・第1号通所事業 運営規程

第1条（事業の目的）

- 1 社会福祉法人あさひ福祉会が運営する指定通所介護・第1号通所事業（以下「事業」と言います。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業員（以下「生活相談員等」と言います。）が要介護又は要支援の状態（以下「要介護状態等」と言います。）となった高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の生活相談員等は、要介護状態等となった場合においても、その心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的軽減を図るものとします。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第3条（事業所の名称等）

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりです。
 - (1) 名 称 こうほくデイサービスセンター
 - (2) 所在地 長野県長野市稲里町下氷鉦682番地
- 2 事業の実施は、通常規模型の1単位とします。

第4条（職員の職種・員数及び業務内容）

- 1 事業に関する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりです。
 - ① 管 理 者 1名
 - ② 生 活 相 談 員 2名
 - ③ 看 護 職 員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）
 - ④ 介 護 職 員 4名以上
 - ⑤ 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
 - ⑥ 調 理 員 1名（業務委託）（特養こうほくと兼務）
 - ⑦ 運 転 手 1名（介護職員と兼務）

- ⑧ 事務員 1名（特養こほく事務職員と兼務）
- 2 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
 - 3 生活相談員は、利用申し込みにかかわる調整、指定通所介護・介護予防計画等の作成等おこなうとともに自らも事業の提供に当たるものとします。
 - 4 看護職員及び介護員は、事業の提供に当たるものとします。
 - 5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとします。
 - 6 調理員は、利用者の昼食の調理を行うものとします。
 - 7 運転手は、利用者の送迎を行うものとします。
 - 8 事務員は、必要な事務を行うものとします。

第5条（営業日及び営業時間）

- 1 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。
 - (1) 営業日 月曜日から土曜日とします。
夏季休業8月15日、16日
年末年始休業12月31日～1月3日は除く
 - (2) 営業時間 8時15分から17時15分
 - (3) サービス提供時間 9時00分から16時15分

第6条（事業の定員）

- 1 事業の定員は、通常規模型30名とします。

第7条（事業の内容及び利用料金等）

- 1 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準及び長野市が定める額によるものとします。また、利用者からは利用者負担分の支払いを受けるものとします。
 - (1) 生活指導（相談助言等）
 - (2) 機能訓練（日常動作訓練）
 - (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
 - (4) 介護方針の指導（介護者教室）
 - (5) 健康状態の確認
 - (6) 送迎
 - (7) 給食サービス
 - (8) 入浴サービス
- 2 次条の定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、徴収しないものとします。

- 3 前第2項のほか、利用料に応じて次の料金を徴収するものとします。
 - (1) 食費・・・1食につき600円（おやつ代50円含む。）
 - (2) おむつ代・・・実費
 - (3) 上記のほか、日常生活においても通常必要となるものにかかわる費用で、利用者に負担させることが適当であると認められる費用
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

第8条（通常の事業実施地域）

- 1 通常の事業実施地域は、長野市内とします。（安茂里地区・若里地区、更北地区、川中島地区、篠ノ井会・横田・布施高田・小松原・岡田）

第9条（サービス利用にあたっての留意点）

- 1 利用者が浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図ります。

第10条（緊急時等における対応方法）

- 1 生活相談員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び生活相談員に報告しなければならない。
- 2 管理者は、生活相談員より連絡を受けた場合、必要に応じ市へ報告を行う。

第11条（非常災害対策）

- 1 事業所は、非常災害に際しては消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、避難・救出訓練の実施等、万全の対策を期することとします。

第12条（虐待の防止の為の措置に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前①に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第13条（その他運営について重要事項）

- 1 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備するものとし、
 - (1) 新任研修・・・新任後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修・・・年1回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても引き続き前項の規定する義務を負います。
- 4 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あさひ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとし、

附則

- 1 本規程は、平成14年8月1日から実施します。
- 2 本規程は、食費変更につき平成18年4月1日から実施します。
- 3 本規程は、認知症専用型と別規程により平成19年12月1日から実施します。
- 4 本規程は、営業時間変更につき平成20年12月1日から実施します。
- 5 本規程は、営業日表示訂正につき平成21年4月1日から実施します。
- 6 本規程は、営業時間変更につき平成24年4月1日から実施します。
- 7 本規程は、職員の員数の変更及び営業日変更につき平成25年4月1日から実施します。
- 8 本規程は、営業日変更につき平成26年4月1日から実施します。
- 9 本規程は、介護保険法改正に基づく日常生活支援総合事業の実施につき平成28年10月1日から実施します。
- 10 本規定は、日常生活支援総合事業の開始に伴い、平成30年4月1日より第7条（事業の内容及び利用料金等）に「長野市が定める額」を追記しました。
- 11 本規定は、新たに自費サービスの追加につき平成30年9月1日から実施します。
- 12 本規定は、（事業の内容及び利用料金等）の3項の食費を580円から600円に変更し、また（営業日及び営業時間）の営業時間（7-9時間→7-8時間）を見直し、（その他運営について重要事項）の研修期間を変更し、令和元年10月1日より実施します。
- 13 本規定は、第4条（職員の職種・員数及び業務内容）②生活相談員における（常勤、1名は介護職員と兼務）を削除、第5条（営業日及び営業時間）（2）営業時間における7-8時間を削除、第9条（サービス利用にあたっての留意点）の内容を見直し、令和元年11月1日より実施します。
- 14 本規定は、第7条（事業の内容及び利用料金等）3項（3）自費サービスの削除及び第8条（通常の事業実施地域）の内訳の一部に「地区」を加え、令和元年12月21日から実施します。

15 本規定は、（事業の目的）第1項の介護予防の削除及び（運営の方針）第2に地域包括支援センターの追加、（営業日及び営業時間）の営業時間の変更及び（3）にサービス提供時間を追加、（虐待の防止の為の措置に関する事項）を加え、令和5年8月1日から実施します。